

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

（注）四月二十五日に公表した平成二十五年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）等に係る投資法人の計算に関する規則案（未公布）

改正案（注）施行後	今回の改正案
（損益計算書に関する注記） 第六十三条 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。 一～三 （略） 四 海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第五十条第一号へに規定する海外不動産保有法人をいう。以下同じ。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に同令第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有し、又は有していた場合における当該海外不動産保有法人ごとの株式又は出資の売却損益及び受取配当金 五・六 （略） （投資法人の現況に関する事項） 第七十三条 前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。 一～七 （略）	（損益計算書に関する注記） 第六十三条 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。 一～三 （略） （新設） 四・五 （略） （投資法人の現況に関する事項） 第七十三条 前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。 一～七 （略）

八 海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有する場合には、当該海外不動産保有法人ごとに次に掲げる事項	イ 当該海外不動産保有法人に対する出資額 ロ 当該海外不動産保有法人の組織形態、目的、事業内容及び利益の分配方針 ハ 当該投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又は出資の総数又は総額に対する割合 ニ 当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規制の内容 九 前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動産に関する次に掲げる事項 イ 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項 ロ 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。） ハ 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、
--	---

（新設）

（新設）

当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資法人の営業期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

二 当該投資法人の営業期間中における売買総額

十八 二十六（略）

八 二十四（略）